

国 都 開 第 2 号  
平成24年6月8日

各都道府県  
各政令市  
各中核市  
各特例市開発許可担当課長 殿

国土交通省都市局  
都市計画課開発企画調査室長

太陽光発電設備の付属施設に係る開発許可制度上の取扱いについて  
(技術的助言)

貴職におかれましては、平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力頂き、感謝いたします。

今般、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）を踏まえ、太陽光発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の付属施設に係る開発許可制度上の留意事項について下記のとおり通知しますので、制度運用にあたり留意願います。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令市、中核市及び特例市を除く。）に対して、本通知を周知願います。

記

太陽光発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の付属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した際には、都市計画法第29条の開発許可は不要である。

この場合、「主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為」の判断にあたっては、開発許可制度運用指針（平成13年5月2日付け国総民第9号）Ⅲ-1-2（4）風力発電機の付属施設を参考にされたい。

なお、開発許可は都市計画法第4条第12項に定める開発行為、すなわち主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行おうとしている場合に許可を要するものであるため、太陽光発電設備及びその付属施設が建築基準法第2条第1項に定める建築物でない場合は許可を要しない旨、念のため申し添える。また、建築基準法上の建築物への当否については建築確認部局に確認されたい。